

入札参加資格登録事業者（建設工事） 様

会津若松市長 室井 照平
(公 印 省 略)

**会津若松市発注工事における熱中症対策に関する実施要領の一部改正
について（通知）**

このことについて、今般、福島県農林水産部において、「熱中症対策に関する現場管理費補正試行要領（以下「県試行要領」という。）」の一部改正が行われました。本市についても、県に準じた取扱いとすることとし、下記のとおり「会津若松市発注工事における熱中症対策に関する実施要領（以下「市実施要領」という。）」の一部改正を行いましたので、お知らせします。

記

1 改正内容

(1) 気温の計測方法の追加

第 4 条第 2 項各号の計測方法によりがたい場合の計測方法として、県試行要領同様、「JISB7922 に準拠した電子式湿球黒球温度指数計」による計測を追加するものです。

(2) 標高による気温の補正の廃止

森林整備保全事業（第 3 条第 1 項第 3 号に規定する工事）に適用される標高による気温の補正を、県試行要領同様、廃止するものです。

(3) 復興係数の改正

復興係数については、県試行要領同様、「1.2」としていましたが、「1.1」に改正されたことから、同様に改正するものです。

(4) 工期延長ができる条件の一部改正

「第 4 条第 2 項の真夏日の条件を満たす場合」を条件としておりましたが、県の規定同様、「猛暑日の条件（8 時から 17 時の間で環境省が公表している WBGT 値 31 度（℃）以上の時間とする。）を満たす場合」に改正するものです。

(5) 作業不能日数が設計と乖離した場合における変更事項の明確化

作業不能日数が設計図書に示す日数と乖離した場合、「工期及び請負代金」を変更すると規定しておりましたが、正確には、土木工事については工期のみを変更し、建築工事については工期及び請負代金を変更するため、その旨を明記しました。

(6) 文言整理

その他条文の整備を行います。

2 適用日

令和8年9月1日以後に入札公告又は見積通知を行う工事から適用します。

3 その他

改正後の市実施要領は、下記に掲載しております。

市ホームページ>入札情報>8入札制度>入札・契約関係例規等

(事務担当：契約検査課工事検査グループ 直通 0242-39-1217)